

4熊情審第10004-15号
令和5年3月22日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 森口 佳樹

答申書

熊取町情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、令和3年12月17日付3熊保育第2207-5号により行った不存決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和3年12月3日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、本人以外から個人情報収集した事実について、熊取町が個人情報保護条例第7条1項、2項及び4項に定める「当該目的の達成のために必要な範囲内で」、「本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、またはその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき」、「個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠と実施機関が認めるとき」の内容について、保育課が検討した内容及び検討結果を記した文書。

2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊保育第2207-5号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由により、実施機関が個人情報を収集しようとする際に検討もせず、検討結果も残さないということは考えられないため、本件処分は不当であり、その取消しと情報公開決定を改めて求めるというものである。

(1) 実施機関では、事務分掌規則において広報公聴課の分掌事務に「個人情報保護制度の総合調整に関すること」が規定されており、各課が個人情報取扱事務開始するときに広報公聴課に事前協議が必要であると取り決めているため、保育課が町立保育所民営化移管先事業者選定事務を開始しようとした際にも事前協議を行っているはずであるし、保育課内で検討しているはずである。

(2) 協議結果は、個人情報取扱事務登録簿を作成するための起案文書に記載することが妥当であると考えられるが、平成30年3月30日付け29熊保育第1766号「個人情報取扱事務登録簿の新規作成について(伺い)の起案文書に事前協議の内容や結果を記した箇所は無かった。しかしながら、事前協議や保育課内で検討を行っているはずであるため、その内容や結果を記したほかの文書が存在するはずである。

(3) 事前協議や保育課内部での検討結果は、個人情報を取り扱う上での根拠となる非常に重要なものである。よって、実施機関が適正に個人情報を取り扱っている以上、当該文書が存在するはずである。

3 実施機関の弁明に対する反論

(1) 第2755号における町の主張は行政の一般論の説明と公開を求めた情報に関する説明とが混在し、非常に理解しづらいため、審査請求書に記載した登録を作成する以前に行なうべき「事前協議」は実施したのか、実施した場合はどのように実施したのか、「事前協議」は課内のみの実施でよいのか、それとも広報公聴課などの他課との事前協議が必要なのか不明である。また、熊取町において事前協議の結果は記録として残さないことが通例なのかも不明である。事前協議の結果を通例として記録しているのであれば、本件に対して記録を残していない理由を説明すべきである。

(2) 理由説明書(3熊保育第2755号)4(2)③において「本人の個人情報を直接的(積極的)に収集する必要はなく」と実施機関は主張しているが、まず、個人情報は本人から収集することが原則であり、その個人情報が必要かつ個人情報保護条例第7条2項各号のいずれかに該当する場合は、例外として本人以外から収集することが認められるものである。また、「結果として個人情報を収集したことになる」と主張しているが、個人情報保護条例第7条第1項は個人情報を収集する前に、実施機関がその個人情報が必要であると判断することを定めているものであり、結果として個人情報を収集することは個人情報保護条例の運用に適合しないと考える。

(3) 本件では条例の規定に適合しない可能性があり、その条例の適否について結果の記録がないことは到底考えられない。

第4 実施機関の主張

実施機関が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

- (1) 職員には、法律、条例等の法規の順守が義務付けられており、それらに基づき業務を遂行することが当然であるため、本件公開請求の内容に対しても、担当職員は個人情報保護条例の規定への適否を検討し判断している。
- (2) 町の業務は多種多様に及んでおり、日常の業務の遂行においては、文書によらずとも、例規等への適否をその過程において当然に検討し判断することが多々ありえるため、請求にいう文書は不存在としたものである。
- (3) 個人情報取扱事務登録簿については、該当する場合に作成し一般の縦覧に供することが目的でありかつ目標である。決してその検討過程が重要ではないということではないが、その過程を経た結果の登録簿の作成と縦覧が第一の趣旨である。
- (4) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び縦覧にあたっては、既に公開済みの決裁文書において、起案者をはじめ、決裁権者が、条例、規則等の規定を検討し、その適否を判断し決裁しており、必ずしも他の文書による必要はないと考える。
- (5) 個人情報収集の目的については、適切な民営化移管先事業者の選定のためであること、選定では、本人の個人情報を直接的（積極的）に収集する必要はなく、それを使って応募事業者がどのように保育所運営を行っているかを確認するために必要であるため、応募事業者がそれを提案の中で示した場合には結果として個人情報を収集したことになることから、民営化移管先事業者の選定のためという相当の理由があるものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、同条各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

審査請求人は、実施機関が事前協議や内部での検討を行っているはずであり、本件公開請求に係る情報が存在する、と主張する、また、実施機関は、「町の業務は多種多様に及んでおり、日常の業務の遂行においては、文書によらずとも、例規等への適否をその過程において当然に検討し判断することが多々ありえるため、請求にいう文書は不存在としたもの」、「登録簿の作成、縦覧にあたっては、既に公開済みの決裁書において、起案者をはじめ、決裁権者が、条例、規則等の規定を検討し、その適否を判断し決裁しており、必ずしも他の文書による必要はないと考える」、「個人情報収集の目的については、適切な民営化移管先事業者の選定のためであること、選定では、本人の個人情報を直接的（積極的）に収集する必要はなく、それを使って応募事業者がどのように保育所運営を行っているかを確認するために必要であるため、応募事業者がそれを提案の中で示した場合には結果として個人情報を収集したことになることから、民営化移管先事業者の選定のためという相当の理由があるもの」とも主張しており、文書が不存在か否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、「委員会事務において個人情報保護条例第7条第1項、第2項及び第4項に定める内容について、保育課が検討した内容及び検討結果を記した文書」である。

本件処分の審査にあたり、改めて保育課に対し情報不存在の確認調査を行った。調査は、どのような確認（調査）を行った結果、情報不存在という結論に至ったのか、確認（調査）方法と結果を記入するものであり、文書、電磁的記録すべて調査している。

本件対象文書に関して、実施機関の回答は、「不存在」という内容であり、総務課において再調査したところ、実施機関が検討した内容及び検討結果を記した文書はないとの結果であったため、不存在決定は、妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月15日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年3月10日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年5月12日 情報不存在決定再調査
- ⑥ 令和4年6月10日 審議
- ⑦ 令和4年8月25日 審議
- ⑧ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	